

# 東十条地区防災計画

令和8年3月

東十条地区防災会議



# 目次

1. 基本的な考え方	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の対象範囲	1
2. 東十条地区の特性	2
(1) 人口構成	2
(2) 地理的特性	3
(3) 地震発生の履歴	6
(4) 想定災害	7
(5) 液状化危険度	8
(6) 地域危険度	9
3. 地震発生時における避難方法	11
(1) 避難に関する考え方	11
(2) 用語の確認	12
(3) 避難経路(推奨ルート)の検討	12
4. 地震発生時における地域の活動	14
(1) 東十条地区の活動体制	14
(2) 地区本部	15
ア 開設に関する考え方	15
イ 設置する場所	15
ウ 開設・運営を担う人員	15
エ 施設の開設	15
オ 主な活動内容	16
カ 閉鎖に関する考え方	16
キ 北区の連絡窓口	16
(3) 避難所	17
ア 避難所の割当て	17
イ 開設・運営体制	17
ウ 開設に関する考え方	18
エ 施設の開設	18
オ 初動期の活動	18
カ 運営期の活動	19
キ 避難所の縮小、閉鎖、統合に関する考え方	19
ク 北区の連絡窓口	19
(4) 自主防災組織	20
ア 初期消火・出火防止	20
イ 救出・救護活動	20
ウ 避難誘導	20
エ 情報収集・伝達	20
オ 地区の見守り・秩序の維持	21
カ 地区本部の運営	21

キ 避難所の開設・運営.....	21
5. 地震発生時のタイムライン.....	22
6. 防災地図.....	24
7. 平常時における地域の活動.....	28
(1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み.....	28
(2) 平常時に行う防災活動の計画.....	29
8. 地区本部・避難所活動体制表.....	32
(1) 活動体制表.....	32
(2) 連絡先.....	36
9. 参考資料.....	37
(参考資料) 被害状況報告書.....	37
(参考資料) 情報連絡・安否確認手段の例.....	38

# 1. 基本的な考え方

## (1) 計画の目的

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、北区はもとより、消防や警察などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。発災時には、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たします。

そこで、東十条地区では、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「共助」を確実に実行するため、「東十条地区防災計画」を策定しました。

今後、本計画を東十条地区の防災に関する行動計画とし、計画に基づいた防災活動を継続的に実施・検証を行い、地域の防災力を高めていきます。

## (2) 計画の位置付け

平成25年の災害対策基本法の改正によって創設された「地区防災計画制度」により、地域の住民等が共同して行う防災活動等を定めた「地区防災計画」の素案を作成し、自治体の防災会議に対し、当該計画を地域防災計画に定めるよう提案することができるようになりました。

今後、東十条地区と北区がより一層連携して防災活動を実施することができるよう、本計画を東十条地区における「地区防災計画」として、「東京都北区地域防災計画」に規定します。

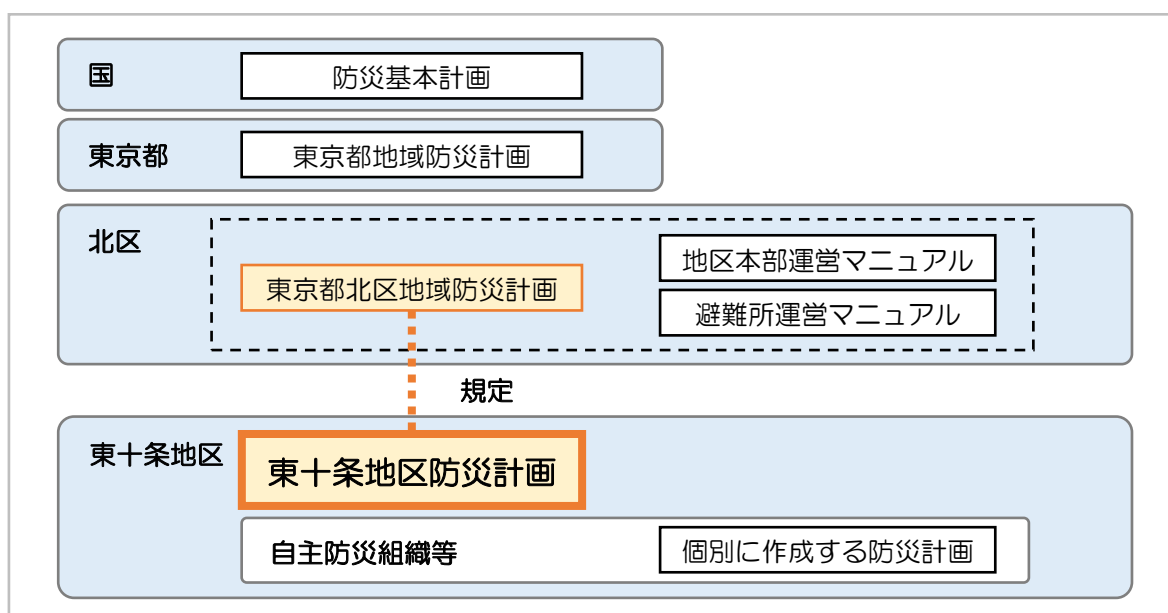


図 1 計画の位置付け

## (3) 計画の対象範囲

表 5 計画の対象範囲

対象災害	地震
対象範囲	東十条地区（東十条1～6丁目）

## 2. 東十条地区の特性

### (1) 人口構成

令和2年国勢調査によると、東十条地区における年齢3区分別人口（年少（15歳未満）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口）の割合は、東十条2丁目や東十条4丁目の生産年齢人口割合の高さが特徴的であり、地区全体としても、北区全域と比べて、比較的、生産年齢人口割合が高いといった特徴があります。

また、令和2年国勢調査による東京都の昼間人口によると、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口の比率）は、地区全体としておよそ100となっており、昼間人口と夜間人口がほぼ同数の状況です。

表 6 人口構成

町丁目名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年少 人口割合	生産年齢 人口割合	高齢者 人口割合	後期 高齢者 人口割合	昼間 人口 (人)	昼夜間 人口 比率
東十条1丁目	1,445	2,530	11.1%	67.0%	21.9%	11.6%	1,788	70.7
東十条2丁目	1,533	2,507	8.0%	74.6%	17.4%	7.9%	1,922	76.7
東十条3丁目	1,904	3,257	7.2%	65.5%	27.3%	13.9%	4,991	153.2
東十条4丁目	1,615	2,554	7.6%	71.1%	21.3%	9.8%	2,245	87.9
東十条5丁目	1,330	2,307	7.9%	65.3%	26.8%	12.3%	1,531	66.4
東十条6丁目	809	1,537	13.3%	65.8%	20.9%	12.9%	2,292	149.1
東十条地区 計	8,636	14,692	8.8%	68.3%	22.9%	11.4%	14,769	100.5
北区 計	189,700	355,213	10.3%	65.0%	24.7%	13.3%	332,018	93.5

※出典：令和2年国勢調査（総務省）・令和2年国勢調査による東京都の昼間人口（東京都）

※人口割合は年齢「不詳」の者を除いて算出。また、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。

## (2) 地理的特性

東十条地区は、北区の中部、東側に位置しています。広い範囲が標高5m以下であり、河川の氾濫等による水害のリスクがある地域です。また、東十条5丁目は木造住宅密集地域（震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域）に指定されており、震災時の危険度が高い場所があることに留意する必要があります。

加えて、地区の西側の境界付近が、崖線に沿って土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、当該区域周辺では、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に警戒する必要があります。

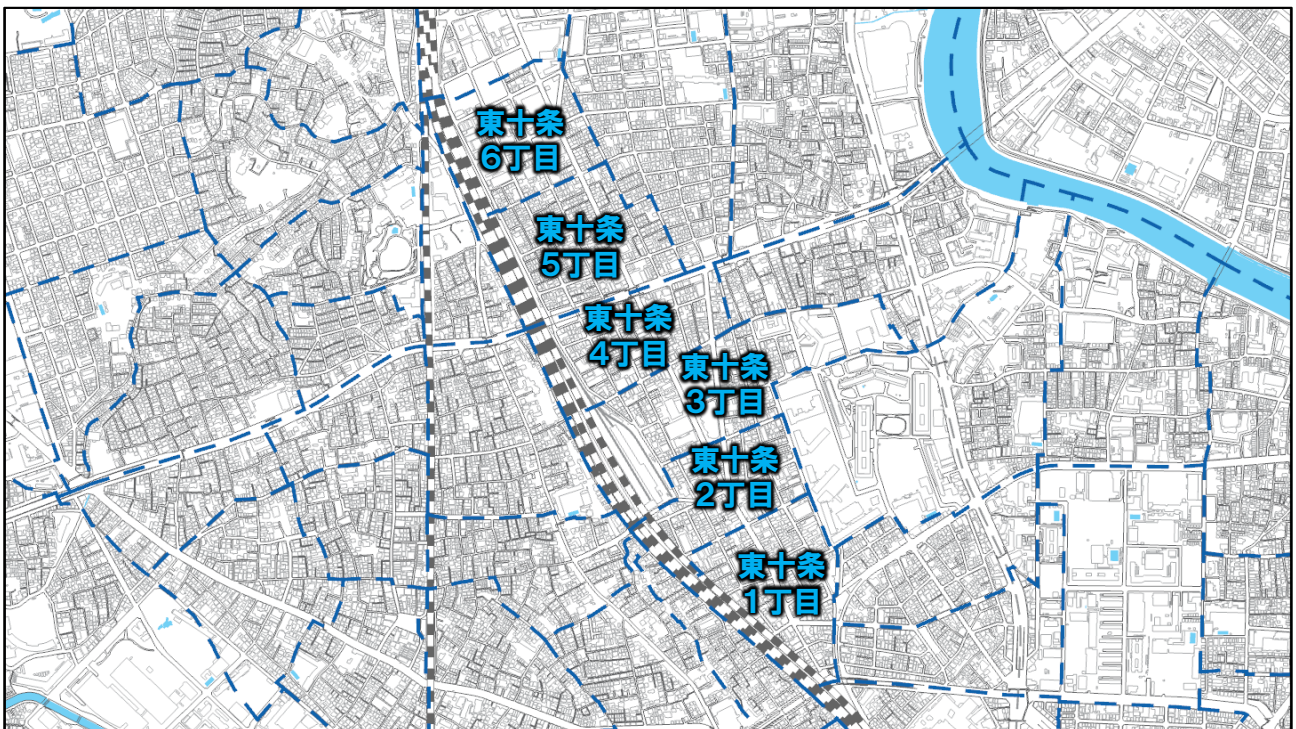


図 2 地理的特性：位置図

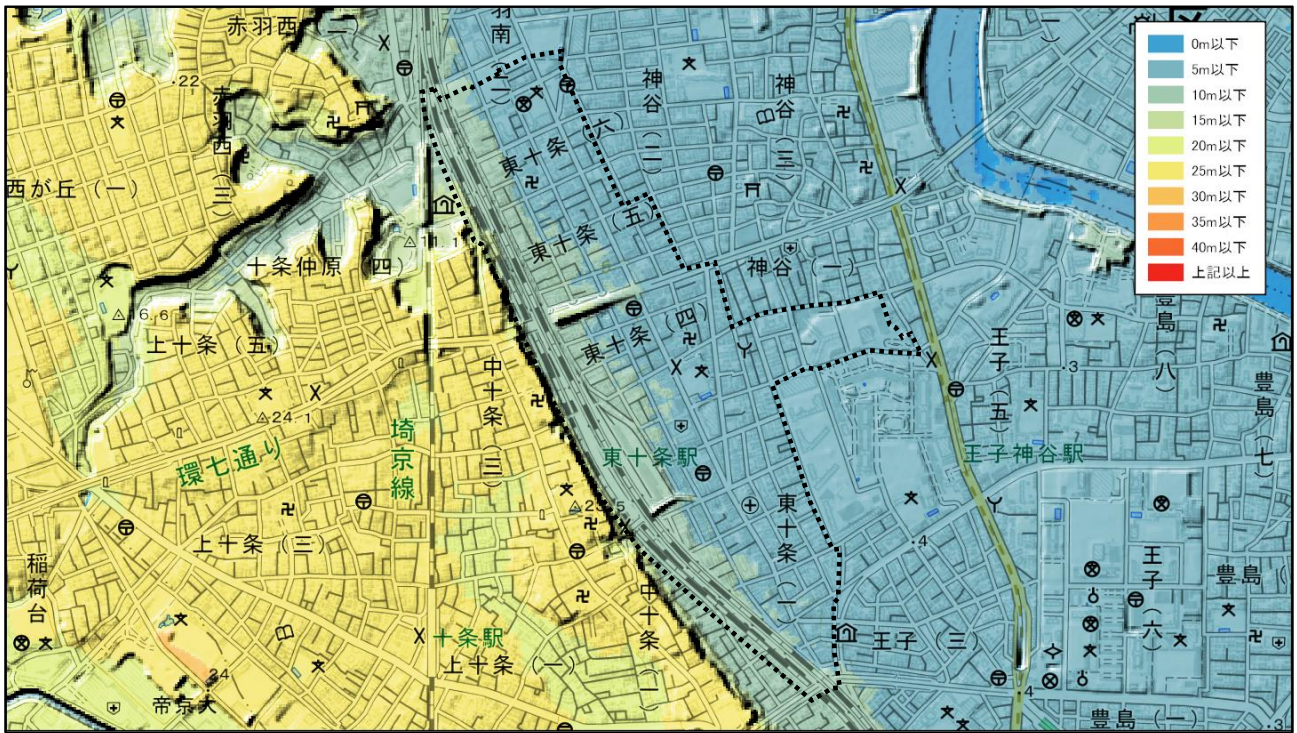


図 3 地理的特性：標高

※出典：基盤地図情報地理院地図（国土地理院）

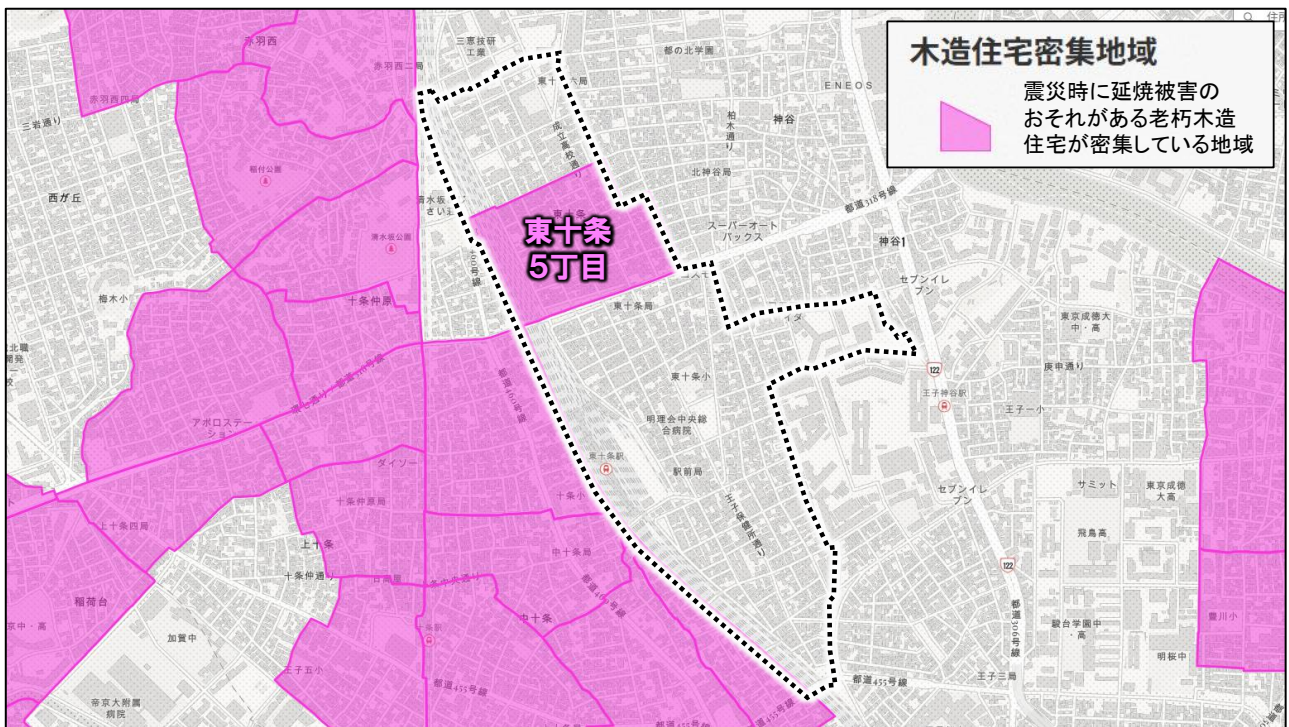


図 4 地理的特性：木造住宅密集地域の指定状況

※出典：防災都市づくりに関する地域等（東京都）

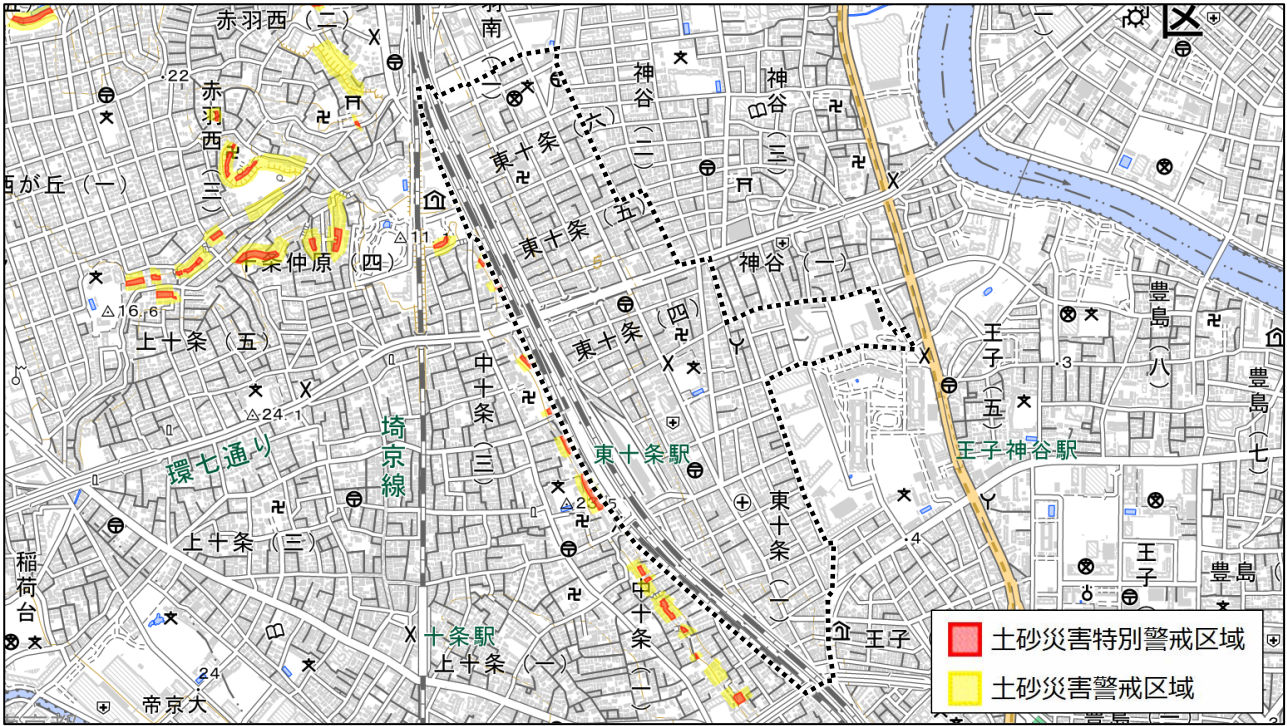
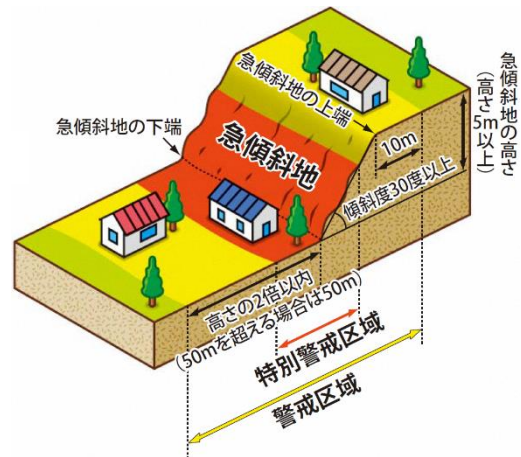


図 5 地理的特性：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

※出典：土砂災害警戒区域等マップ（東京都）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）  
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に  
住民等の生命または身体に危害が生ずる  
おそれがあると認められる区域のこと
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）  
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に  
建築物に損壊が生じ、住民等の生命  
または身体に著しい危害が生ずる  
おそれがあると認められる区域のこと



### (3) 地震発生履歴

過去20年で、北区において震度4以上を観測した地震は以下のとおりです(計12回)。  
震度4を11回、震度5弱を1回(東日本大震災)観測しています。

表7 地震発生履歴

発生日	発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	北区での震度
2005年07月23日	16:34	千葉県北西部	73km	6.0	5強	4
2011年03月11日	14:46	三陸沖(東日本大震災)	24km	9.0	7	5弱
2011年04月16日	11:19	茨城県南部	79km	5.9	5強	4
2012年11月24日	17:59	東京湾	72km	4.8	4	4
2012年12月07日	17:18	三陸沖	49km	7.3	5弱	4
2014年05月05日	05:18	伊豆大島近海	156km	6.0	5弱	4
2015年05月25日	14:28	埼玉県北部	56km	5.5	5弱	4
2015年05月30日	20:23	小笠原諸島西方沖	682km	8.1	5強	4
2015年09月12日	05:49	東京湾	57km	5.2	5弱	4
2021年02月13日	23:07	福島県沖	55km	7.3	6強	4
2021年10月07日	22:41	千葉県北西部	75km	5.9	5強	4
2022年03月16日	23:36	福島県沖	57km	7.4	6強	4

※出典：震度データベース検索(気象庁)

#### (4) 想定災害

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」において、地震発生時の震度分布や被害の想定を公表しています。当該報告では、都心南部直下地震が生じた際、地区の西部で震度6強が想定されており、その他の地域で震度6弱の揺れが想定されています。

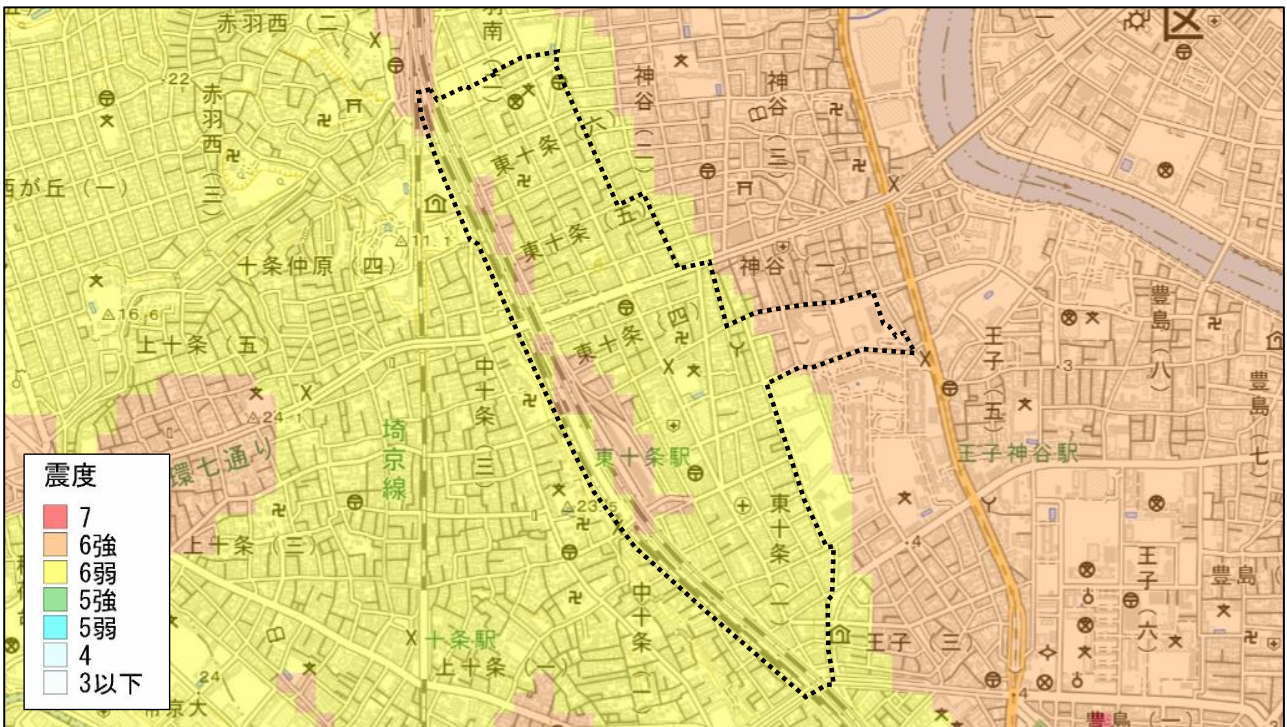


図 6 地区の災害リスク：地区で想定される揺れ（都心南部直下地震（M7.3））

表 8 想定災害：北区全域で想定される被害（都心南部直下地震（M7.3））

建物全壊 (ゆれ等による)	3,222 棟
建物焼失 (倒壊建物を含まない)	541 棟
死者	149 人
負傷者	2,437 人
避難者	86,748 人

※北区全域の被害想定は冬の夕方、風速 8m/秒を想定した場合

## (5) 液状化危険度

東京都は「東京の液状化予測図（令和5年度改訂版）」において、250m四方のメッシュ単位で、液状化現象の発生リスクの目安を示しています。

メッシュ単位の判定結果ではありますが、地区内に「液状化の可能性が高い地域」はなく、「液状化の可能性のある地域」と「液状化の可能性が低い地域」が、ほぼ均等に分かれています。

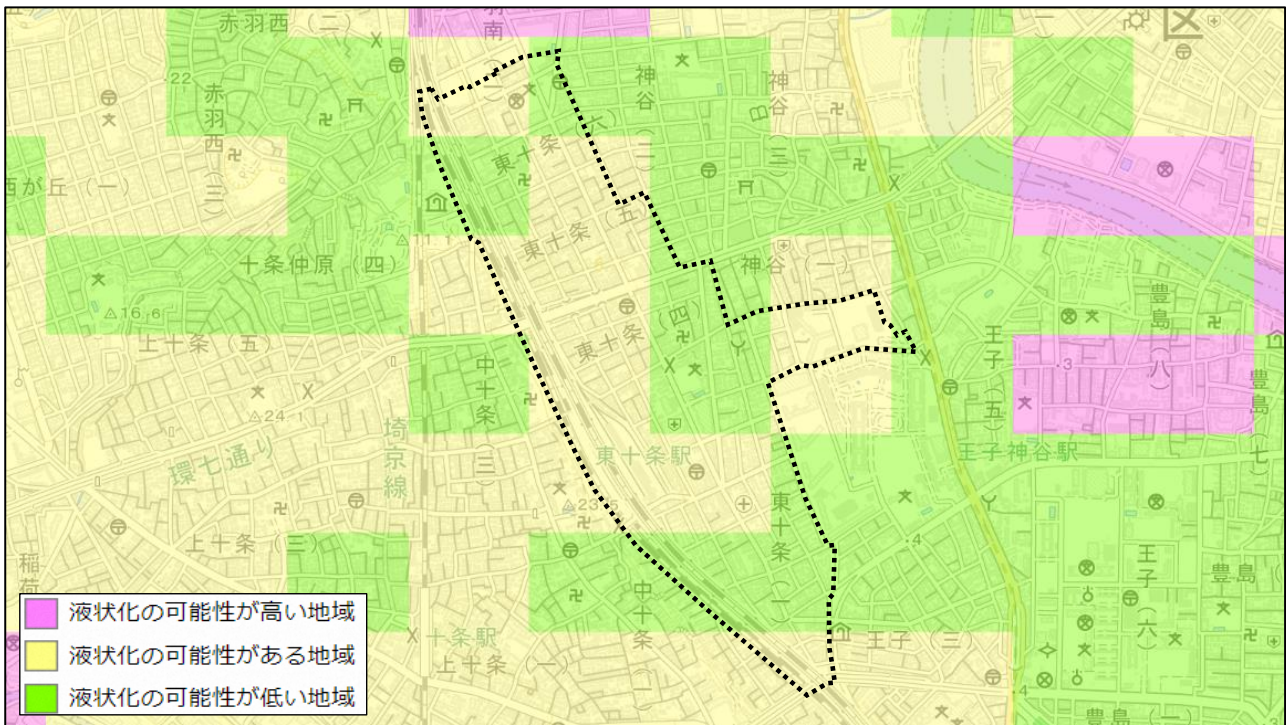


図 7 地区の災害リスク：液状化

### 液状化現象とは

- ・液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のことです。
- ・液状化が生じると、地上の建物や道路などが沈下したり傾いたりするだけでなく、電柱の転倒による停電、水道管の浮き上がりによる断水等ライフラインへの影響も懸念されます。



## (6) 地域危険度

東京都は「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）」において、町丁目ごとの地震に関する危険性を、4つの指標（建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数、総合危険度）で示しています。当該報告書では、東十条5丁目について、建物倒壊の危険度が比較的高く、5段階評価で4とされており、地区全体としては、総合的な危険度が5段階評価で2または3とされています。

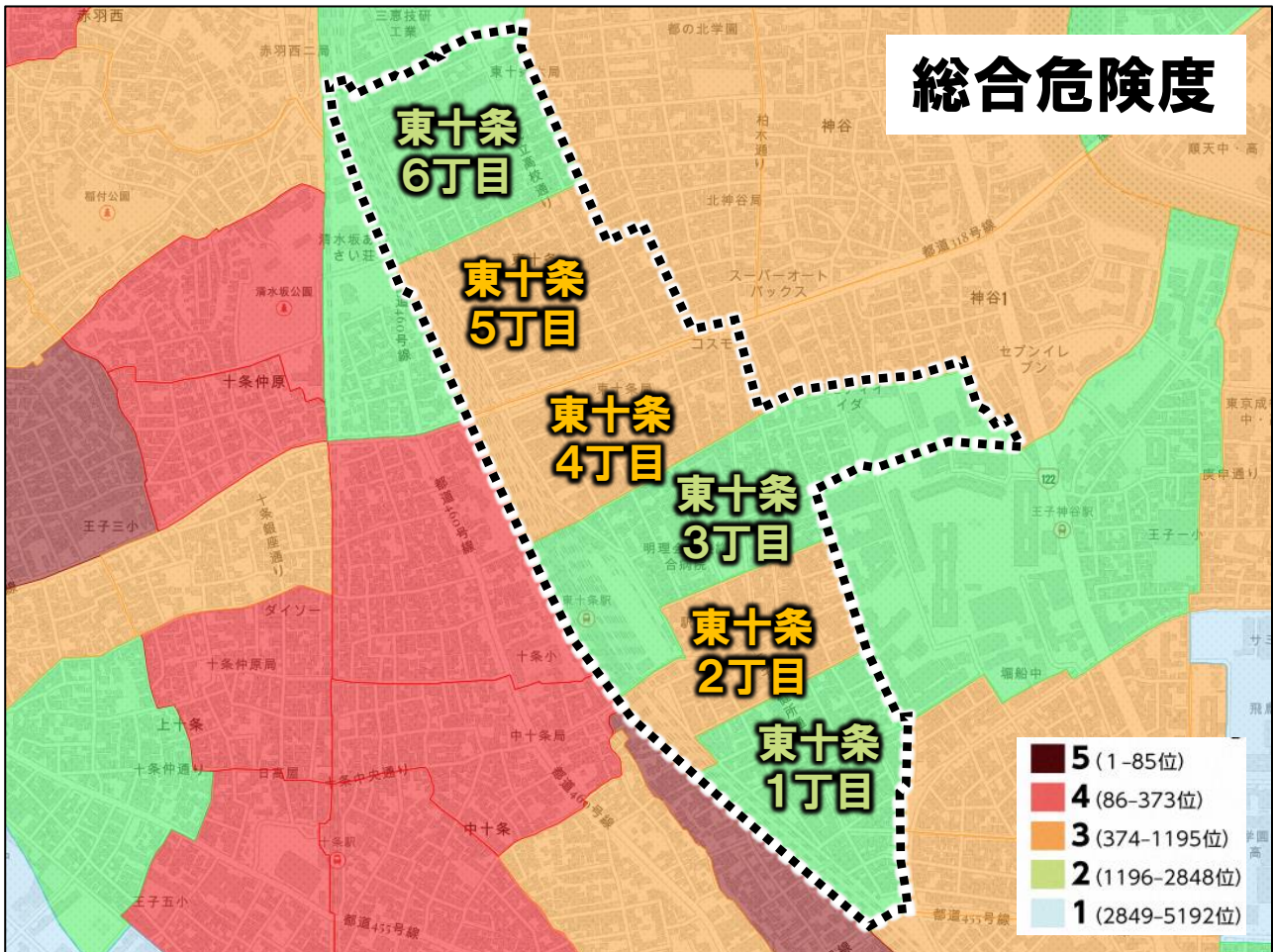


図 8 地区の災害リスク：地域危険度

表 9 地区の災害リスク：地域危険度（詳細）

町丁目名	① 建物倒壊 危険度	② 火災 危険度	③ 災害時活動 困難係数	④ 総合 危険度
東十条1丁目	3	2	0.12	2
東十条2丁目	3	3	0.11	3
東十条3丁目	2	2	0.17	2
東十条4丁目	3	2	0.16	3
東十条5丁目	4	3	0.13	3
東十条6丁目	3	2	0.14	2

- ①建物倒壊危険度 : 地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したもの
- ②火災危険度 : 地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したもの
- ③災害時活動困難係数 : 道路基盤の整備状況に応じた災害時の活動の困難さを測定したもの
- ④総合危険度 : ①～③を1つの指標にまとめたもの
- ※危険度（ランク）は、1～5で評価されており、値が大きいほど危険性が高いことを示す
- ※災害時活動困難係数は、値が大きいほど災害時の活動が困難であることを示す

### 3. 地震発生時における避難方法

#### (1) 避難に関する考え方

災害の規模や状況によっては、避難の仕方を変えざるを得ない場合がありますが、避難に関する基本的な考え方は次のとおりです。

地震発生後、家屋の倒壊や火災等の危険があり、自宅にとどまることができない場合、①～⑤の手順で避難を行います。なお、発災後の防災活動を担う自主防災組織の役員等は、周辺の安全を確認したうえで、後述する地区本部や避難所、各自主防災組織の活動拠点等に参集し、活動を開始します。

①事前に定めた「いっとき集合場所」に集合する。

②「いっとき集合場所」では、近隣居住者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。

この結果、周辺の安全等が確認できたときは、自宅等の安全を確認し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。

③「いっとき集合場所」における周辺の安全確認の結果、火災等の危険があるときは、自主防災組織を中心とした集団を形成し、「避難場所」へ集団避難する。

④「避難場所」では、集団移動者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。

⑤「避難場所」における周辺の安全確認の結果、危険がなくなったときは、自宅等の安全確認を実施し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。

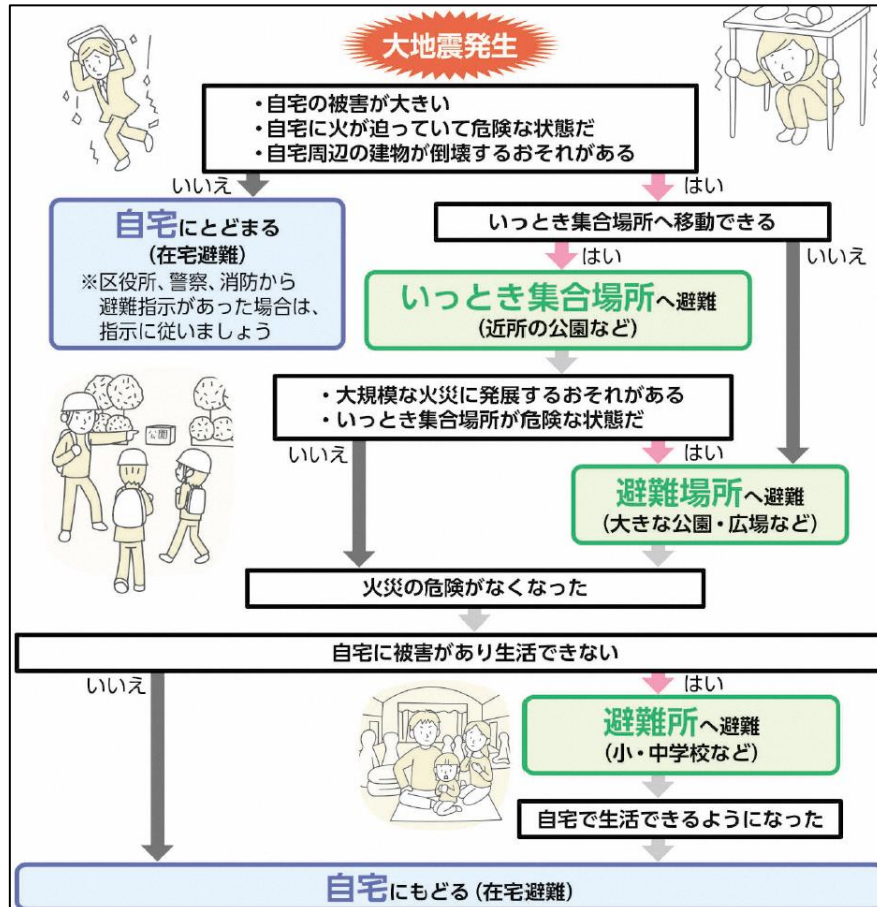


図 9 北区における基本的な避難の順序

## (2) 用語の確認

### 集 いっつき集合場所

近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う一時的な集合場所です。自主防災組織と北区が、警察署及び消防署と事前に協議して場所を定めています。

表 10 いっつき集合場所

自主防災組織(町会・自治会)名	いっつき集合場所	所在地
東十条一丁目町会	東十条一丁目 高架下児童遊園	東十条 1-7 先
東十条二丁目町会	—	—
東十条三丁目町会	王子五丁目団地内広場	王子 5-2-13
東十条四丁目町会	—	—
東十条五丁目町会	旧稲田小学校	赤羽南 2-23-24
東十条六丁目町会	旧稲田小学校	赤羽南 2-23-24

### 避難場所

火災が迫り、自宅やいっつき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所です。公園や広場など、大きく開けた場所を東京都が指定しています。

○王子五丁目団地一帯

○北運動公園一帯

**【重要】** 必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。  
火災とは反対方向にある避難場所に避難しましょう。

### 避難所

家屋倒壊などにより、自宅では生活できなくなった人が一定期間生活する場所です。また、情報提供や飲食料の配給など、地域の支援活動の拠点にもなります。自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

○東十条小学校（東十条 3-14-23）

○旧稲田小学校（赤羽南 2-23-24）

**【重要】** 必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。  
発災時には避難所を任意で選択し、避難先とすることができます。

## (3) 避難経路(推奨ルート)の検討

避難場所等へ円滑に避難するにあたっては、安全な避難経路を把握しておく必要があります。地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、避難時に進入しないことが望まれる地域（細街路や住宅が密集する地域）と、発災時において安全な通行が見込まれる道路（推奨ルート）の検討を行い、地図にまとめました。

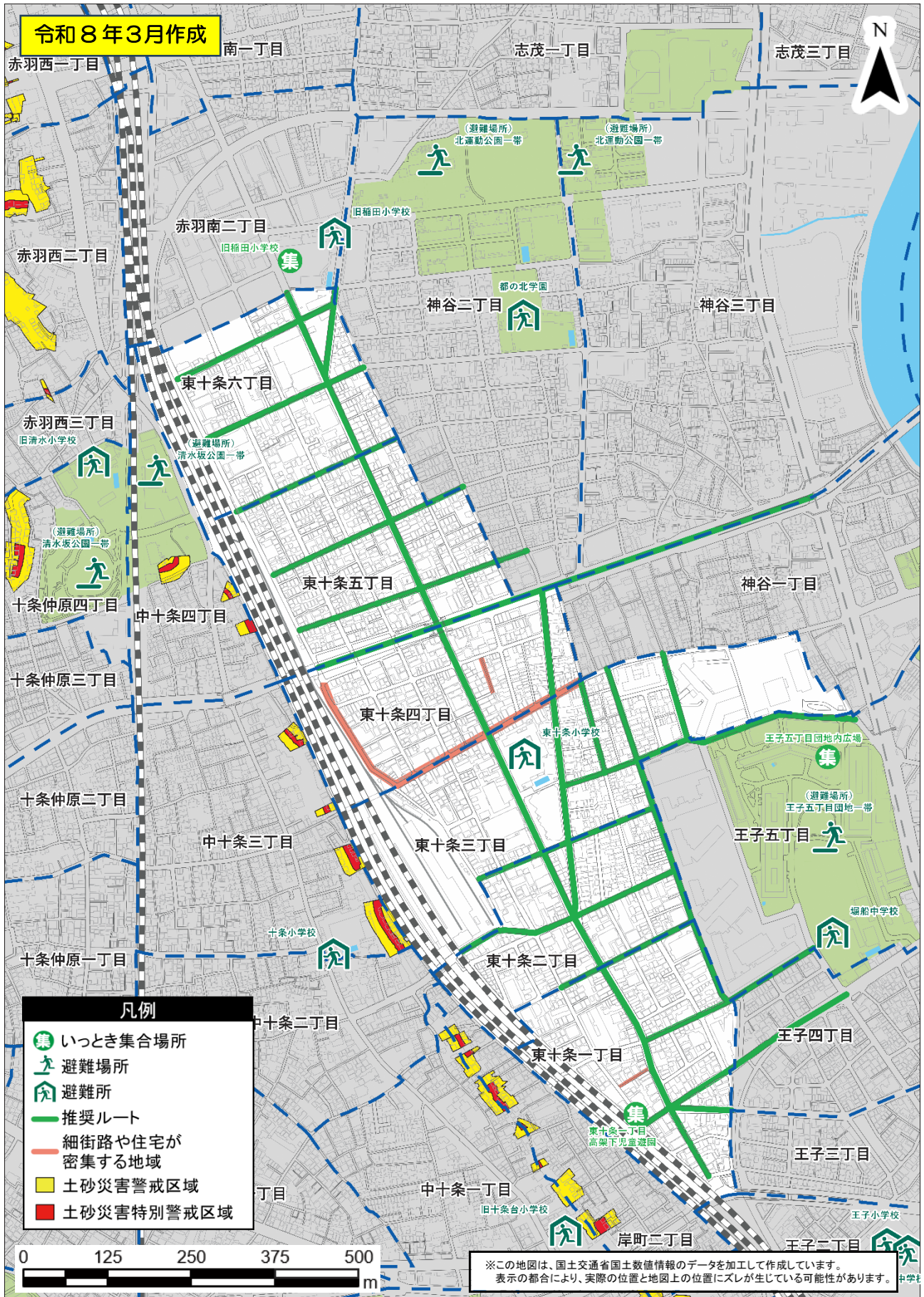


図 10 避難経路（推奨ルート）の検討

## 4. 地震発生時における地域の活動

### (1) 東十条地区の活動体制

地震発生後は、自主防災組織や北区、地域団体、防災関係機関等が協力して災害対応にあたることとなります。なお、北区で震度5弱以上の地震が発生した場合、防災活動の拠点として東十条地域振興室に「地区本部」を設置するとともに、東十条小学校、旧稲田小学校に「避難所」を開設します。

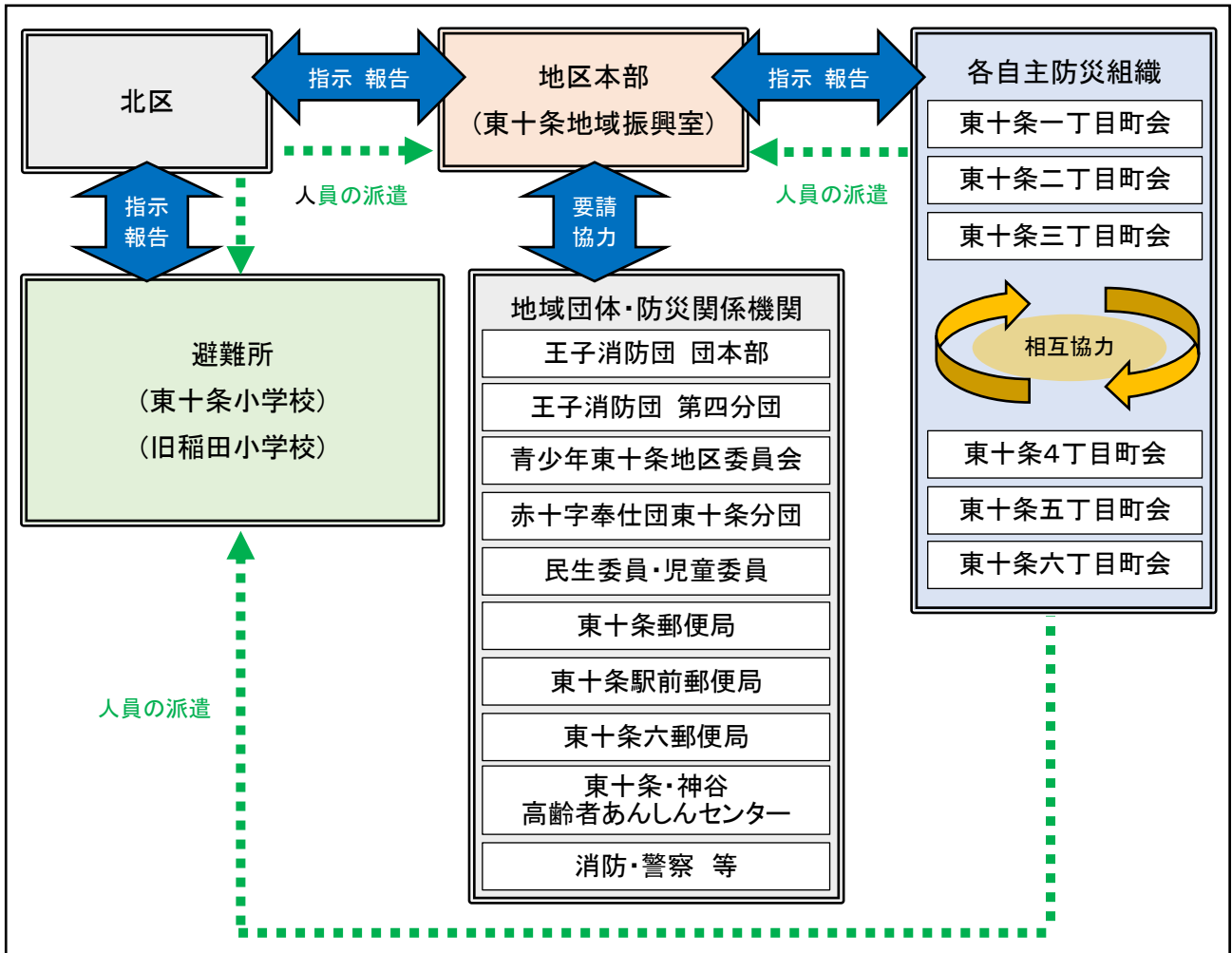


図 11 東十条地区における防災活動の全体像

#### 地区防災会議とは

自主防災組織で構成される合議体であり、地域全体の安全を確保するために、連合会を単位として19地区で設置されています。

## (2) 地区本部

地区防災会議は、地区内の被害状況等の集約及び北区等への報告、自主防災組織同士の連携（指示や連絡・調整）を行う地域の拠点として、地区本部を開設・運営します。

### ア 開設に関する考え方

北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、地区本部の開設に向けた活動を開始します。

### イ 設置する場所

地区本部は、東十条地域振興室に設置します。

### ウ 開設・運営を担う人員

発災後、地区防災会議の中で定めた「地区本部委員」が東十条地域振興室に参集し、区職員とともに開設・運営を行います。開設後、地区本部委員のうち本部長・副本部長は、東十条地域振興室で地区本部の運営に従事し、情報連絡員は、地区本部と自主防災組織の拠点等を行き来しながら情報収集や連絡・調整を行います。

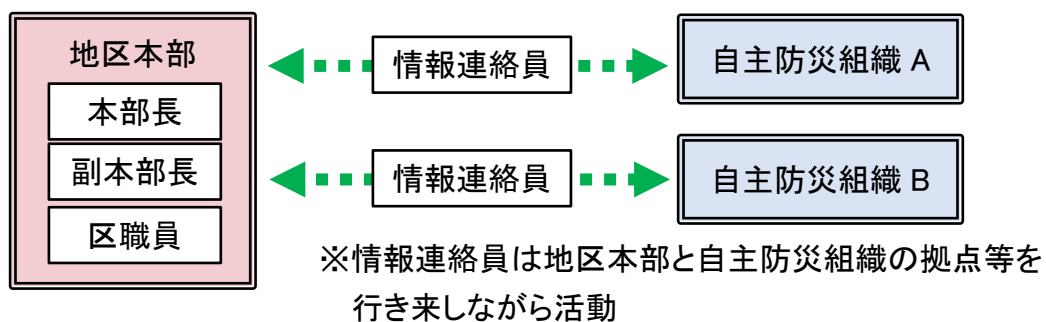


図 12 地区本部：地区本部委員の活動イメージ

表 11 地区本部：開設・運営を担う人員と主な役割

役職		主な役割
地区本部委員	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区本部活動のとりまとめ</li> <li>北区や防災関係機関等への対応</li> </ul>
	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐</li> <li>本部長不在時における本部長の代行</li> </ul>
	情報連絡員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区本部と自主防災組織との連絡・調整</li> </ul>
区職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>休日・夜間における施設の開錠</li> <li>地区本部の活動支援</li> </ul>

※地区本部委員は、後掲する活動体制表後（表 20・32 ページ）に定めます。

### エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、東十条地域振興室が開錠されています。この際は、参集した区職員が開錠を行います。

## オ 主な活動内容

地区本部における主な活動内容は以下のとおりです。

表 12 地区本部：発災時の活動

項目	内容
施設の 開錠・開設準備	<ul style="list-style-type: none"><li>・区職員が参集、施設を開錠し、本部として使用できるよう準備を実施</li><li>・建物の安全確認、ライフライン・情報通信機器の使用可否の確認</li></ul>
地区本部 の開設	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区本部委員が参集、地区本部を立ち上げ</li><li>・地区本部の開設を北区に報告</li></ul>
自主防災組織 への連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"><li>・北区や防災関係機関等から得た情報を、情報連絡員を介して各自主防災組織に伝達</li><li>・被害を最小限にとどめるため、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施</li><li>・被害状況や応援要請を勘案し、自主防災組織間で応援体制をとれるよう調整を実施</li></ul>
被害状況等 の集約	<ul style="list-style-type: none"><li>・各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめ</li><li>・とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有</li></ul>
地区本部会議 の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災組織間の情報共有や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催</li><li>・地区本部会議での決定事項は、情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達</li></ul>

## カ 閉鎖に関する考え方

避難所の避難者数や地域における住宅・ライフラインの復旧状況等を踏まえ、北区と協議のうえ地区本部を閉鎖します。

## キ 北区の連絡窓口

北区に地区本部の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対地域振興部が連絡窓口です。

※連絡先は、後掲する連絡先一覧（表 21・36 ページ）のとおりです。

### (3) 避難所

自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

#### ア 避難所の割当て

表 13 避難所：避難所の割当て

自主防災組織(町会・自治会)名	開設・運営担当避難所	所在地
東十条一丁目町会	東十条小学校	東十条 3-14-23
東十条二丁目町会		
東十条三丁目町会		
東十条四丁目町会		
東十条五丁目町会	旧稲田小学校	赤羽南 2-23-24
東十条六丁目町会		

#### イ 開設・運営体制

発災直後の初動期においては、自主防災組織、区職員（参集職員）、施設管理者（学校職員等）、避難者等が協力し、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。なお、円滑に避難所を開設するため、活動の中心的な役割を担う人員として、あらかじめ地域の中で「避難所初動要員」を定めます。

また、自主防災組織は、避難所初動要員のほか、地域の防災活動（初期消火や救出・救護活動など）の状況を踏まえ、適宜、人員を避難所に派遣します。なお、地域の防災活動が落ち着き、避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行します。

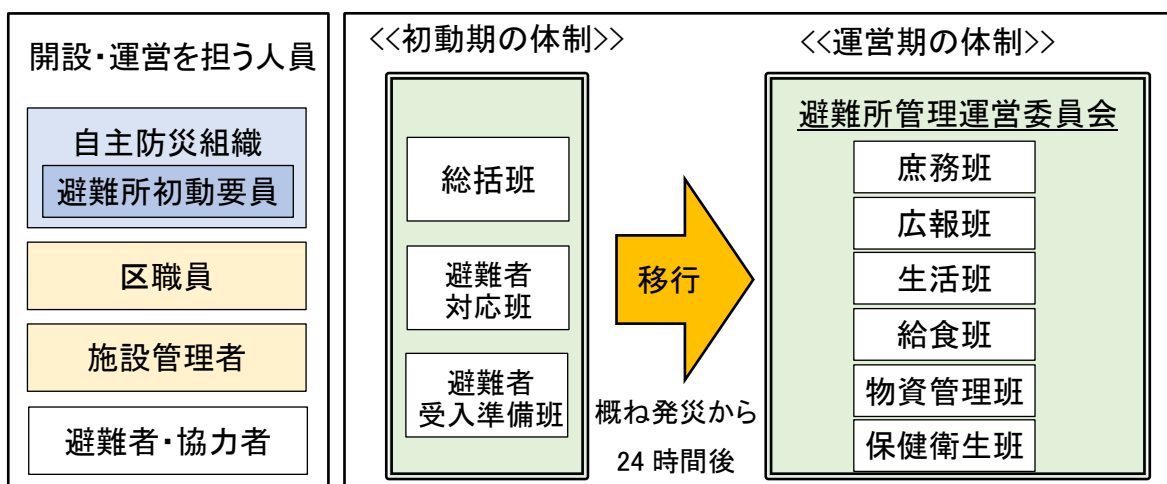


図 13 避難所：開設・運営体制

※発災直後に避難所初動要員が避難所に参集できるとは限りません。自主防災組織は、可能な限り早期に追加の人員を避難所に派遣しましょう。なお、人手が足りない場合など、避難所の開設・運営にあたっては、積極的に避難者等からの協力を募りましょう。

※避難所初動要員および避難所管理運営委員会の人員は、後掲する活動体制表後（表 20・32 ページ）に定めます。

## ウ 開設に関する考え方

北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、避難所の開設に向けた活動を開始します。なお、発災直後から開設の準備を進めますが、発災後、一定程度の時間（3時間程度）が経った時点で避難者が避難所に来ていない場合には、避難所を開設する必要はありません。

## エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、避難所の鍵を開錠する必要があります。この際は、避難所に参集した区職員あるいは自主防災組織の鍵受託者が、校門等の開錠を行います。

※避難所の鍵は、東十条地域振興室にも保管されています。

## オ 初動期の活動

発災後、自主防災組織は避難所初動要員を中心に避難所に参集し、区職員、施設管理者、避難者等と協力して、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。

これらの活動は、「総括班」「避難者対応班」「避難者受入準備班」の三班に分かれたうえで、避難所に保管されている「避難所開設キット」内のアクションカードに沿って行います。アクションカードには、避難所に到着してから避難者を施設内に受け入れるまでの手順が示されています。

表 14 避難所：初動期の活動

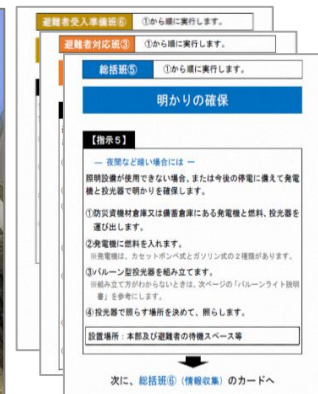
班名	主な役割
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設作業のとりまとめ</li> <li>・ 北区や防災関係機関との連絡調整</li> </ul>
避難者対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所に集まった避難者への待機指示や情報提供</li> <li>・ 開設準備完了後の受付業務</li> </ul>
避難者受入準備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の安全確認</li> <li>・ 避難者を受け入れるための準備作業</li> </ul>

### 避難所開設キットについて

避難所の知識のない人でも効率的に避難所開設を進められるよう、作業手順を示した「アクションカード」や、施設の図面、資機材の操作マニュアル等をまとめて格納した避難所開設キットを各避難所に配備しています。



避難所開設キット



アクションカード

## カ 運営期の活動

避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行し、本格的な避難所の運営を開始します。

※避難所管理運営委員会では、円滑に避難所運営を行うため、初動期の体制から役割分担を再編し、下表の班分けで活動を行います。

表 15 避難所：運営期の活動

班名	主な役割
庶務班	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所管理運営委員会の庶務</li><li>・各班の活動調整</li></ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の整理・管理</li><li>・避難者に対する情報提供</li><li>・避難者名簿の整理</li><li>・避難者の受付、尋ね人への対応</li></ul>
生活班	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活ルール管理</li><li>・避難所生活に係る相談対応</li><li>・防犯活動</li></ul>
給食班	<ul style="list-style-type: none"><li>・炊き出し等の給食活動</li><li>・食料の配布</li><li>・栄養管理</li></ul>
物資管理班	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所備蓄品の管理</li><li>・救援物資の受入・管理</li></ul>
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"><li>・要配慮者の支援</li><li>・医療救護活動の支援</li><li>・ペットの管理</li></ul>

## キ 避難所の縮小、閉鎖、統合に関する考え方

発災後、時間の経過とともに住宅やライフラインの復旧が進み、避難所で生活する避難者は、少なくなっていくと考えられます。また、教育活動の再開等のため、避難者数の減少とあわせて、順次、避難所としての施設の利用範囲を縮小させていく必要があります。避難者が少なくなってきたら、避難所管理運営委員会と北区で協議し、使用範囲の縮小や閉鎖、他の避難所との統合を行います。

## ク 北区の連絡窓口

北区に避難所の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対教育振興部が連絡窓口です。

※連絡先は、後掲する連絡先一覧（表 21・36 ページ）のとおりです。

#### (4) 自主防災組織

発災後、自主防災組織は、自主的に初期消火等の応急活動を実施します。

被害が広範囲に及ぶなど、状況によっては単独の自主防災組織のみで対応するのではなく、複数の自主防災組織による連携や助け合いが必要となることも予想されます。応援が必要となった際は、近隣の自主防災組織に声をかける、情報連絡員を通じて地区本部に応援要請を行うなどし、人員や資機材を確保したうえで、対応にあたります。

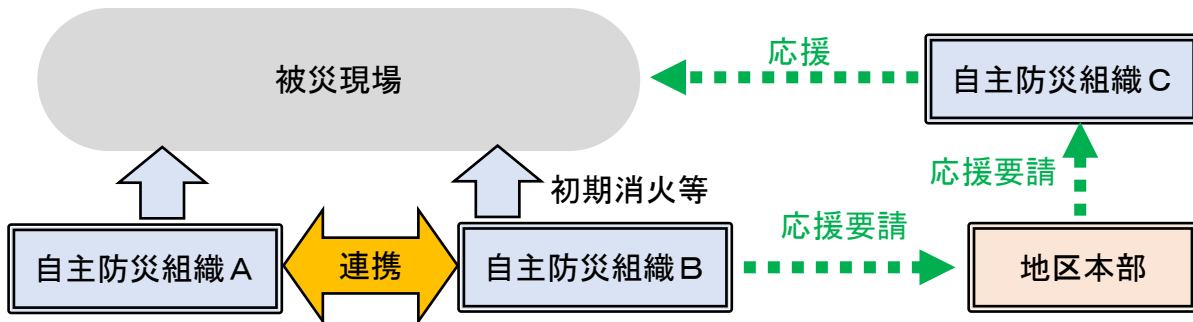


図 14 自主防災組織の活動イメージ

##### ア 初期消火・出火防止

- ・火災が発生した場合は、軽可搬消防ポンプ等を活用し、初期消火活動を行います。
- ・消火活動は火災の拡大防止を主眼に行い、消防団員や消防隊が到着した後は、その指示に従います。
- ・消防団、消防署等と連携し、地域住民に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努めます。

##### イ 救出・救護活動

- ・倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を実施します。

##### ウ 避難誘導

- ・いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導し、安全に住民を避難場所に誘導します。
- ・いっとき集合場所、避難場所において、周辺の安全確認を行い、安全が確認できた際は、避難者に自宅あるいは避難所へ移動するよう促します。

##### エ 情報収集・伝達

- ・地域内の巡回を行うなどし、地域の被害状況等の情報を収集します。収集した情報は、情報連絡員を通じて地区本部に報告します。

※被害状況の報告には、必要に応じて後掲する「被害状況報告書」(37 ページ)を使用します。

- ・地区本部等から得た情報を、掲示板などを用い地域住民に伝達します。  
(あわせて災害防止広報を行います(出火・流言の防止、町内の情報の広報等)。)

#### オ 地区の見守り・秩序の維持

- ・避難行動要支援者名簿登録者について、名簿を基に安否確認を行うとともに、避難誘導や救出・救護を行います。
- ※避難所へ避難行動要支援者の避難状況を確認し、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認を行います。
- ・秩序維持のため、警察署等と連携して、地域内の巡回を定期的に行います。

#### 避難行動要支援者名簿登録者について

北区では、災害が発生した時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」とし、災害時の避難支援の基礎データとなる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。なお、名簿に登録する際、名簿情報を平常時から避難支援等関係者(警察署、消防署、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター)へ提供することへの意向を確認しています。

「避難行動要支援者名簿」には、2種類の名簿があります。

##### ・【平常時】の名簿

名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方のみが掲載された名簿です。平常時においても、避難支援等関係者に提供しており、登録者の方の所在の確認や見守りなどに活用します。

##### ・【災害時】の名簿

登録したすべての方が記載されている名簿です。発災時に、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者を支援するために活用します。平常時は北区のみが保管しており、避難支援等関係者には提供していません。

#### カ 地区本部の運営

- ・組織内の地区本部委員を地区本部に派遣します。

#### キ 避難所の開設・運営

- ・北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

## 5. 地震発生時のタイムライン

だれが（どの組織が）、いつ、なにを実施するのか、発災から3日程度までの行動の

ステージ	命を守る	防災活動の立上げ
災害発生からの目安時間	0～1時間	1～2時間
想定される被害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震の発生 ●再度の地震発生</li> <li>●建物等の倒壊 ●ライフラインの停止</li> <li>●火災発生 ●けが人、生き埋め者の発生</li> <li>●避難の開始</li> </ul>	●避難所に
地区本部	施設の開錠・開設準備	●区職員が参集、施設を開錠し本部として使用
	地区本部の開設	●地区本部委員が参集、地区本
	自主防災組織への連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北区や防災関係機関等から</li> <li>●被害を最小限にとどめるた</li> <li>●被害状況や応援要請を勘案</li> </ul>
	被害状況等の集約	
	地区本部会議の開催	●自主防災組織間の情報共有（地区本部会議で決定した内
避難所	施設の開錠・開設準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区職員、自主防災組織の鍵受託者が参集、施設を</li> <li>●避難所初動要員を中心に自主</li> <li>●施設の安全確認、避難者の受</li> </ul>
	避難所の開設	
	避難所の運営	
自主防災組織	初期消火・出火防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●軽可搬消防ポンプ等での初期消火の実施</li> <li>●消防団員、消防隊の指示のもと消火活動</li> </ul>
	救出・救護活動	●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送
	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いつとき集合場所から避難場所への集団避難を先導</li> <li>●周囲の</li> </ul>
	情報収集・伝達	
	地区の見守り・秩序の維持	●避難行動要支援者名簿登録
	（地区本部の運営）	●地区本部委員を地区本部に
	（避難所の開設・運営）	●避難所初動要員を中心に避難所へ人員を派遣
（参考）消防団※	活動準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分団本部参集・班結成</li> <li>●分団本部（建物）および機材の確認</li> </ul>
	消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火活動・初期消火に係る自主防災組織への指示</li> <li>●出火防止の呼びかけ</li> </ul>
	救出・救護活動	●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送
	情報収集活動	●被害状況等の情報収集
	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路障害の排除等活動（道路の確保）</li> <li>●避難誘導</li> </ul>

目安を時系列に整理しました。

情報収集と伝達	避難生活の開始	避難生活での助け合い
3～6時間	6～24時間（1日）	24～72時間（3日）
避難者が殺到	●避難生活の開始	●避難生活の本格化
できるよう準備を実施		
部を立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告		
得た情報を、情報連絡員を介して各自主防災組織に伝達 め、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施 し、自主防災組織間で応援体制をとれるよう調整を実施		
●各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめを実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有		
や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達)		
開錠し開設準備に着手 防災組織が参集 入準備、避難者対応（避難者への待機指示や情報提供等）を実施		
	●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告	
		●避難所管理運営委員会に 移行し本格的な運営を開始
	●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める	
安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内		
●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告		●地域住民へ情報提供
者の安否確認		●地域内の巡回
派遣 (適宜、避難所へ追加の人員を派遣)		
※消防団は、参集基準に基づき参集・各種活動を実施する		

図 15 地震発生時のタイムライン

## 6. 防災地図

地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、東十条地区の防災資源などを示した地図を作成しました。

表 16 防災地図

図番号	内容	作成・更新時点
図 16	東十条地区全体	令和8年3月
図 17	東十条小学校周辺	令和8年3月
図 18	旧稲田小学校周辺	令和8年3月

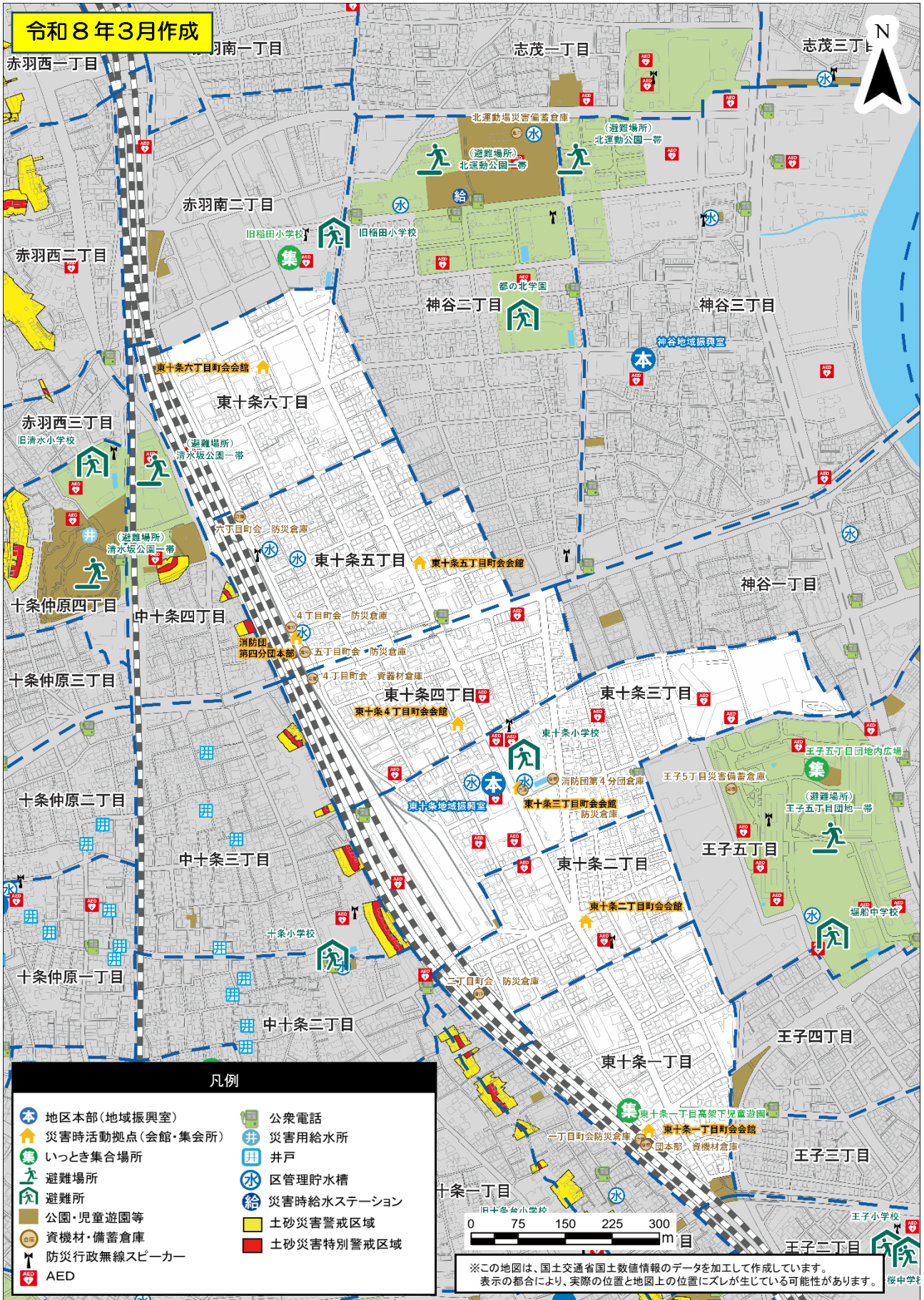


図 16 防災地図：東十条地区全体

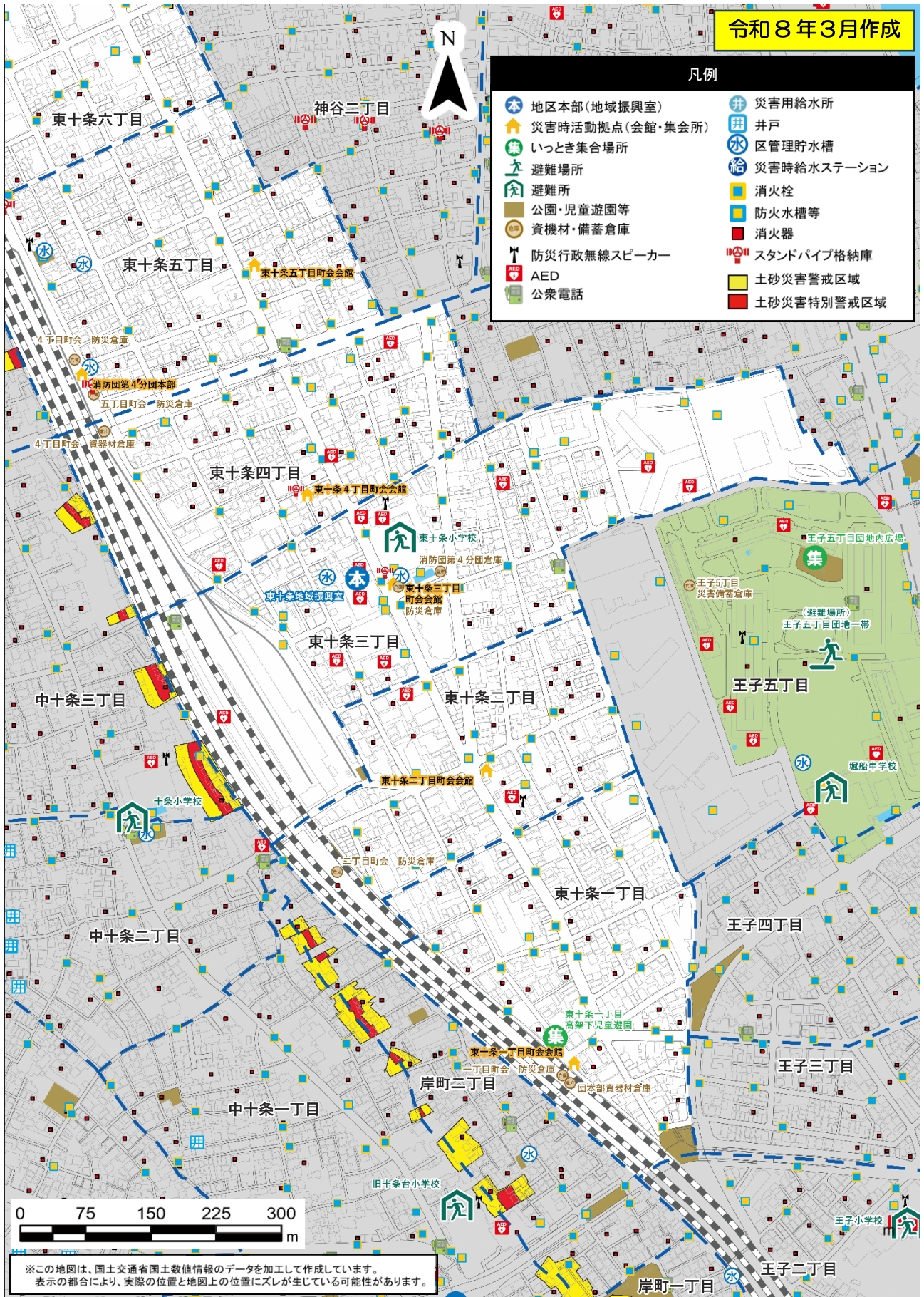


図 17 防災地図：東十条小学校周辺

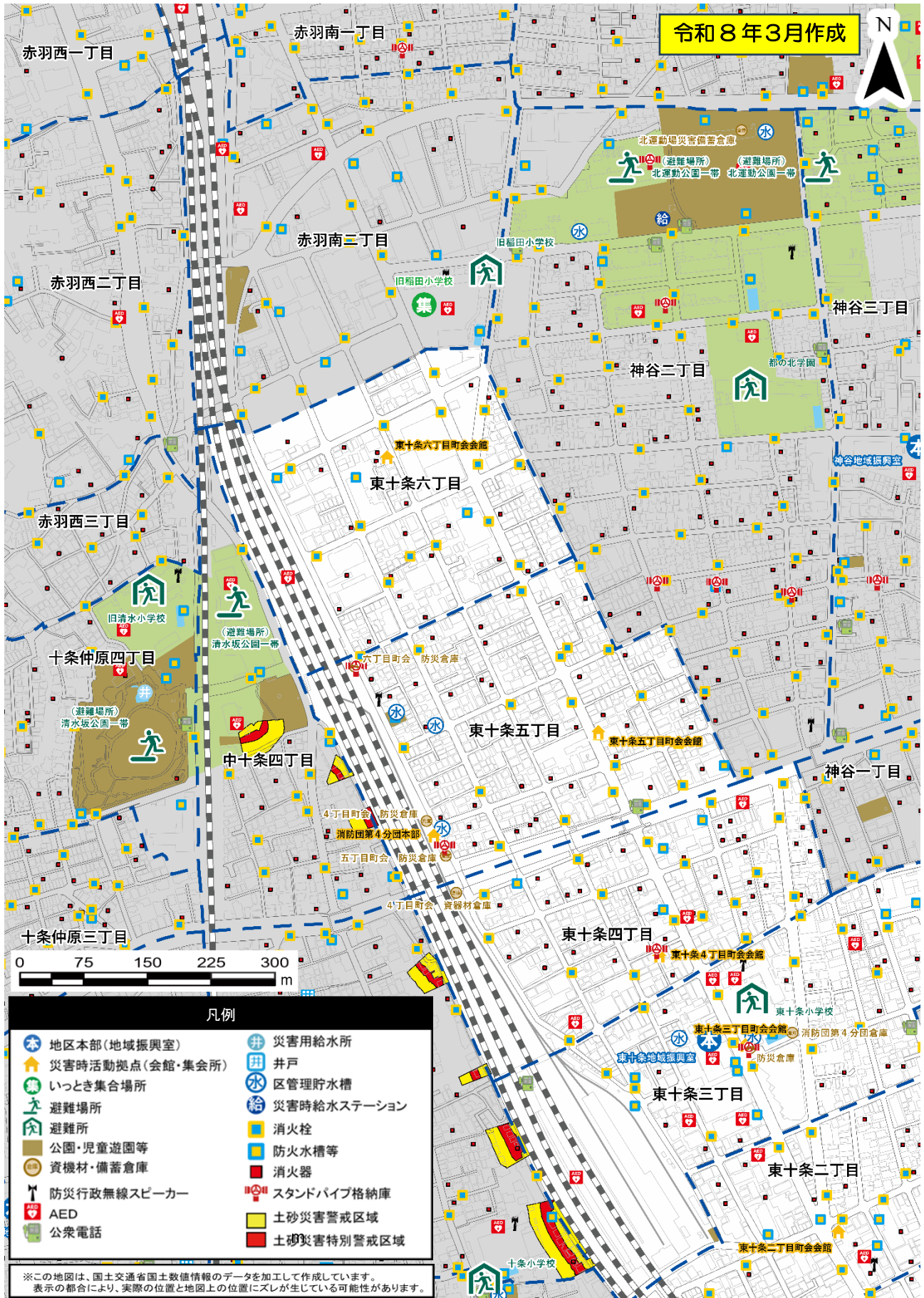


図 18 防災地図：旧稲田小学校周辺

## 7. 平常時における地域の活動

地区防災計画策定のためのワークショップでは、現在、各自主防災組織で実施している防災活動を共有するとともに、活動を行うにあたっての課題出しを行いました。また、これらの議論を踏まえ、今後、平常時から実施する地域の防災活動を整理しました。

### (1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み

地震発生時のタイムラインを基に、防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組みを検討し、下表のとおり整理しました。

表 17 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み

課題	必要な取組み
地区本部における自主防災組織への連絡・調整	情報収集・伝達の正確性を高めるため、地区本部に集まった情報の整理に関する訓練を行う必要がある
	自主防災組織への指示・連絡に関する訓練を行う必要がある
	外部からは多くの応援を期待できない中で、応援先の優先順位に関する事前検討をしておくことが望ましい
地区本部における被害状況等の集約	被害状況を種別ごとに整理できるようにしておくことが必要
	被害状況を分かりやすく報告できるようにしておくことが必要
地区本部会議の開催	地区本部会議について、地域振興室に集まらず、通信機器を活用して開催する手法についても検討しておくことが望ましい
避難所施設の開錠	避難所の開錠方法を把握している人が誰なのか、町会内でも知らない人が多いので、情報共有しておく
	避難所の倉庫の開錠方法についても事前確認をしておく
避難所施設の使用方法	体調不良者やペットが来たときにどの部屋で受け入れるか等、避難所の部屋の使い方を整理しておく
	避難所の生活ルールについて、事前検討しておくことが望ましい
避難所での役割・人員	実際に避難所を開設するにあたっては、若い世代への協力の呼びかけが必要
	避難所に関する自主防災組織の役割を町会内で役員に周知しておく
	少ない人員でも円滑に開設・運営できるよう、役割を具体的に決めておく必要がある
避難所での訓練・事前確認	北区の参集職員と顔合わせをしておくことが望ましい
	各避難所で開設・運営に関する訓練の実施が必要
	これまで訓練に参加したことがない役員に、避難所開設訓練への参加を促すことが望ましい
	帰宅困難者やペットが来たとき、また、多くの避難者が避難所に集まった際の対応方法を確認しておく
初期消火・出火防止	旧稲田小学校周辺に住んでいる住民の動きについて、赤羽地区とすり合わせておくことが必要
	消火器の設置場所を確認しておく
	消火器の設置場所を町内で周知しておく
	スタンドパイプについて、継続的に設置場所の検討をしていく必要がある
	各家庭への消火器準備の呼びかけ等も必要
避難誘導	出火防止の呼びかけについて、夜警パトロール以外の方法も検討していく
	避難場所がどこにあるかや、避難の手順等を周知しておく
情報収集・伝達	防災行政無線以外の情報収集方法を確認しておく

課題	必要な取組み
	掲示板を活用するなど、拡声器以外の情報発信手段を検討しておく
その他	自主防災組織内で災害時の役割を整理しておく必要がある
	自主防災組織として具体的にどのように活動を行うかの事前整理が必要

## (2) 平常時に行う防災活動の計画

今後、平常時から実施する防災活動を次ページの防災活動予定表に整理しました。

東十条地区では、予定表に定めた防災活動を継続的に実施することで、地域の防災力の向上を目指します。また、取組みを進めるにあたっては、本計画に定めた活動をただ繰り返すだけではなく、適切に検証（振り返り）をすることも必要です。1年に一回程度、地区全体で集まり、活動実績を振り返るとともに、課題の共有や計画の実効性の確認を行いましょう。また、検証の結果を踏まえ、必要に応じて本計画の更新の検討を行いましょう。

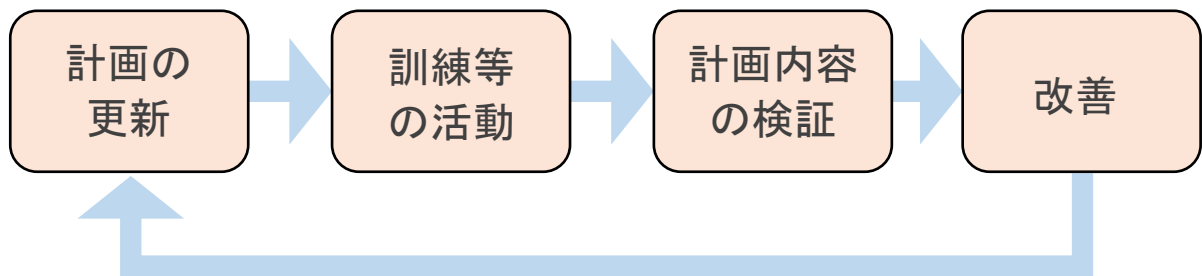


図 19 地区防災計画の更新の流れ

※訓練等の活動により計画の内容を検証し、改善点や変更すべき事項を洗い出したうえで、計画を更新します。

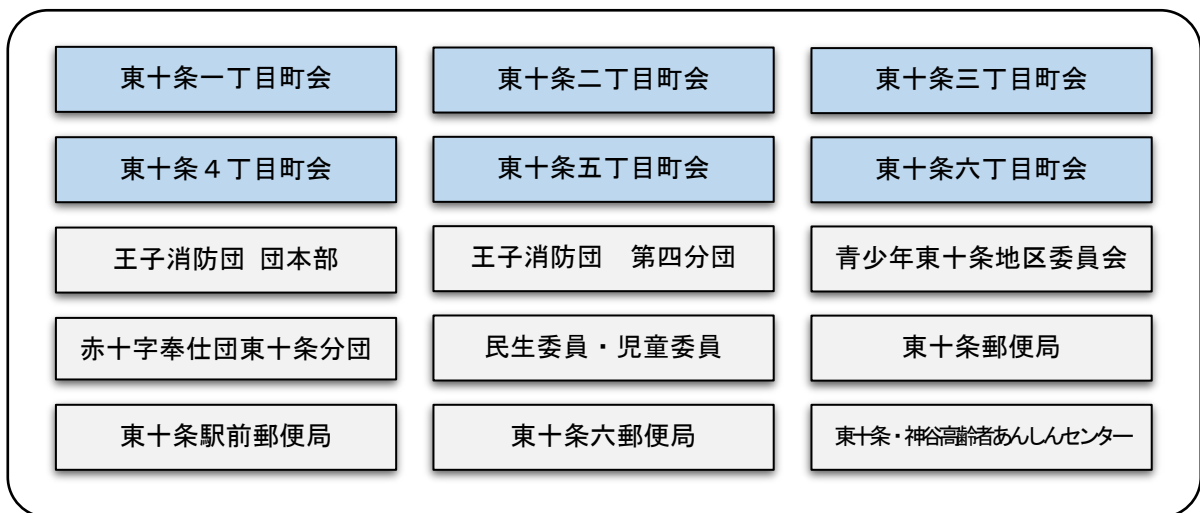


図 20 計画の検討・更新体制

表 18 防災活動予定表（各団体単独での活動）

団体/時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
東十条 一丁目町会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練（9月）</li> <li>・炊き出し訓練（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳末警戒活動（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火訓練（3月）</li> <li>・炊き出し訓練（3月）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材倉庫の点検（毎月）</li> <li>・見守り防犯パトロール（毎月）</li> <li>・<u>AED、消火器、公衆電話の位置確認</u></li> </ul>			
東十条 二丁目町会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練（10月～12月）</li> <li>・歳末防火パトロール（12月）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本所防災館での災害体験</li> <li>・防災士による座談会</li> <li>・防災資機材の点検（2か月ごと）</li> </ul>			
東十条 三丁目町会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫の点検（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災資機材の点検</li> <li>・防災訓練[初期消火・AED・炊き出し]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫の点検（10月）</li> <li>・年末夜警（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫の点検（1月）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>AED、消火器、公衆電話の位置確認</u></li> </ul>			
東十条 4丁目町会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫、資機材の確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練[心臓マッサージ・スタンドパイプ・車イス利用法・炊き出し・毛布の活用等]（11月）</li> <li>・防災まち歩き（11月）</li> <li>・防災用品の展示等（ダンボールトイレ・ペットボトル簡易蛇口・食器棚ストッパー）</li> <li>・年末夜警（12月）</li> <li>※子供も参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士による講座（2月）</li> <li>・デジタル講習会（防災アプリ）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>AED、消火器、公衆電話の位置確認</u></li> <li>・<u>防犯パトロール</u></li> </ul>			
東十条 五丁目町会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ操作訓練（5月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ操作訓練（8月）</li> <li>・防災資機材の点検（8月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ操作訓練（11月）</li> <li>・年末夜警（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ操作訓練（3月）</li> </ul>
東十条 六丁目町会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災資機材の点検（7月～9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末夜警（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災資機材の点検（2月）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動（毎月1回）</li> </ul>			

表 19 防災活動予定表（複数団体合同・地区全体での活動）

団体/時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
東十条地区			・避難所開設訓練	
	・ <u>避難所運営訓練</u>			
2町会合同 東十条五丁目町会 東十条六丁目町会	<u>旧稲田小での避難 所訓練</u>	・合同防災訓練 [C級D級ポン プ・震災避難・炊 き出し・AED] (7月～9月)		

※本計画の策定にあわせて新たに実施することとした活動に、下線を記載しています。

## 8. 地区本部・避難所活動体制表

地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、地区本部および避難所の活動体制を次のとおり決めました。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合や交代の必要が生じた場合等は、地区本部においては代理者を設定し、また、避難所においては自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

### (1) 活動体制表

表 20 地区本部・避難所活動体制表一覧

図番号	活動体制表	作成・更新時点
図 21	地区本部	令和 8 年 3 月
図 22	避難所（東十条小学校）	令和 8 年 3 月
図 23	避難所（旧稲田小学校）	令和 8 年 3 月

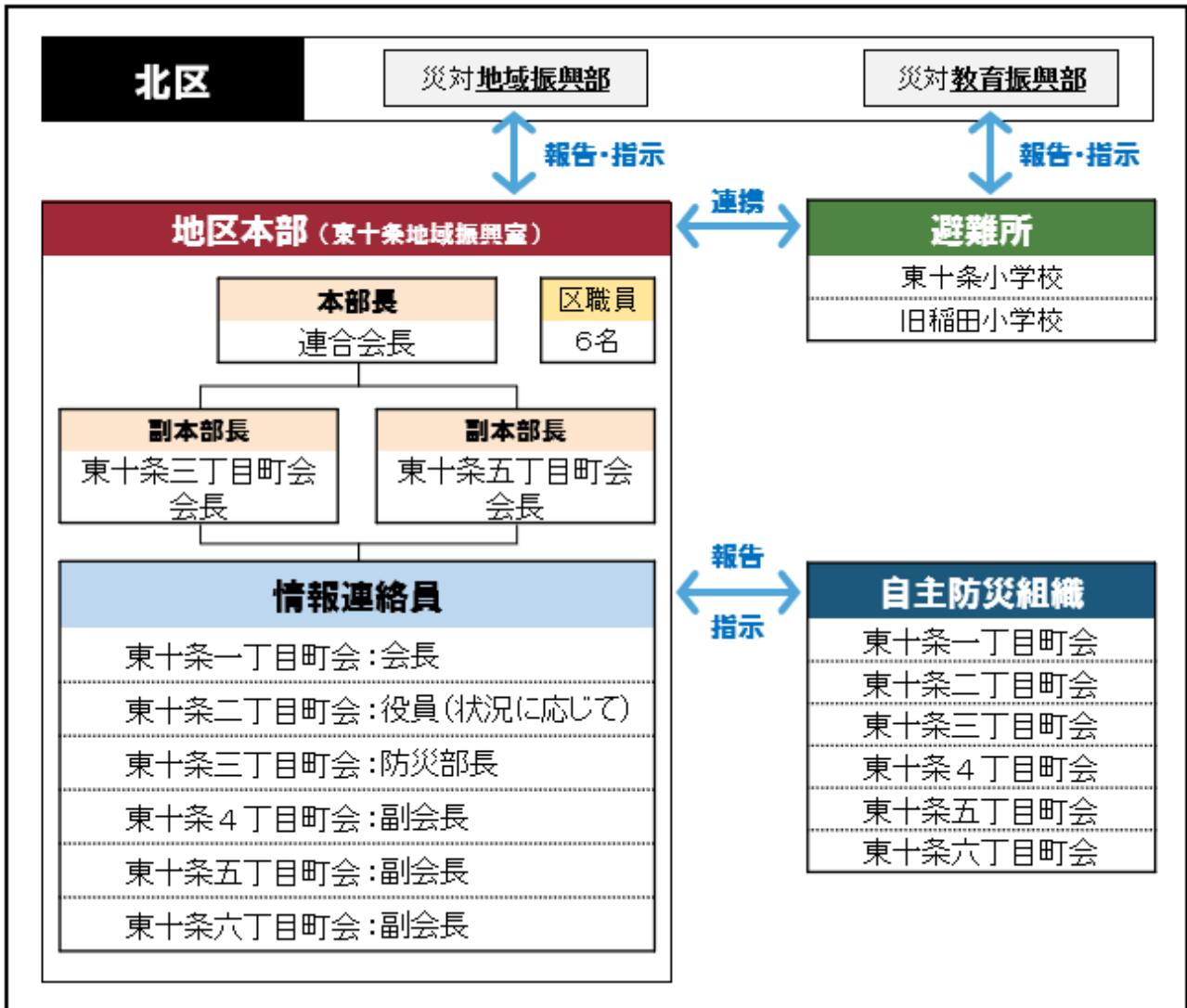
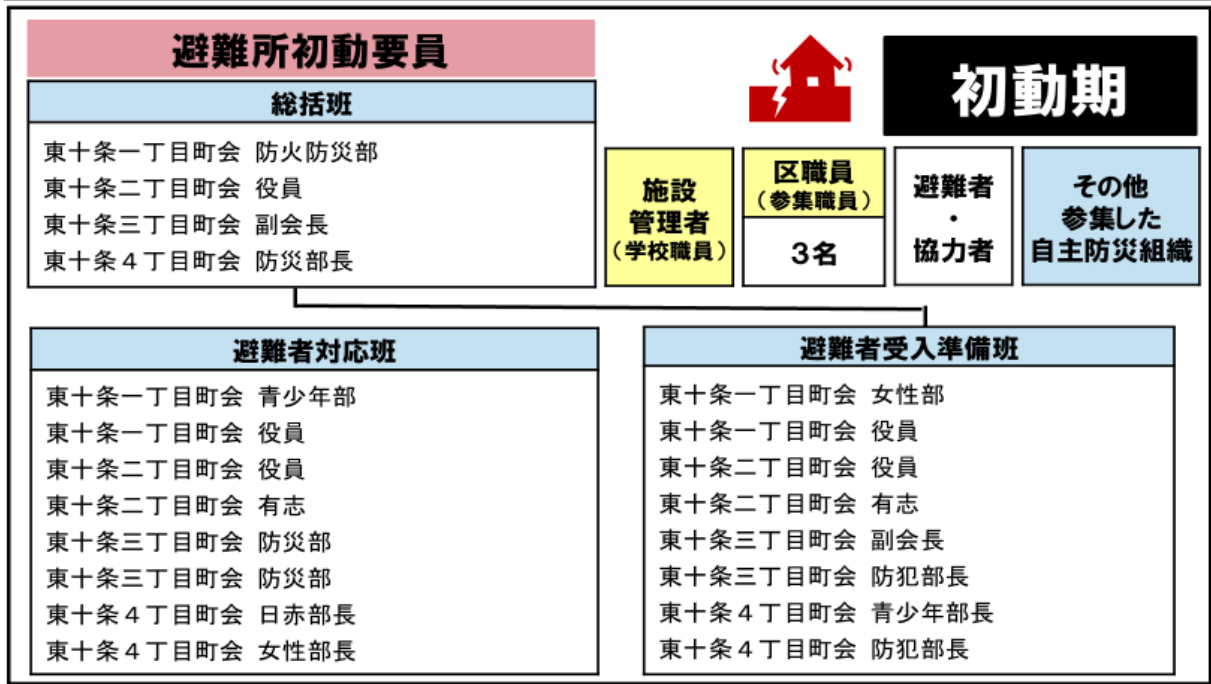


図 21 活動体制：地区本部

# 避難所(東十条小学校)活動体制



移行

※概ね発災から24時間後

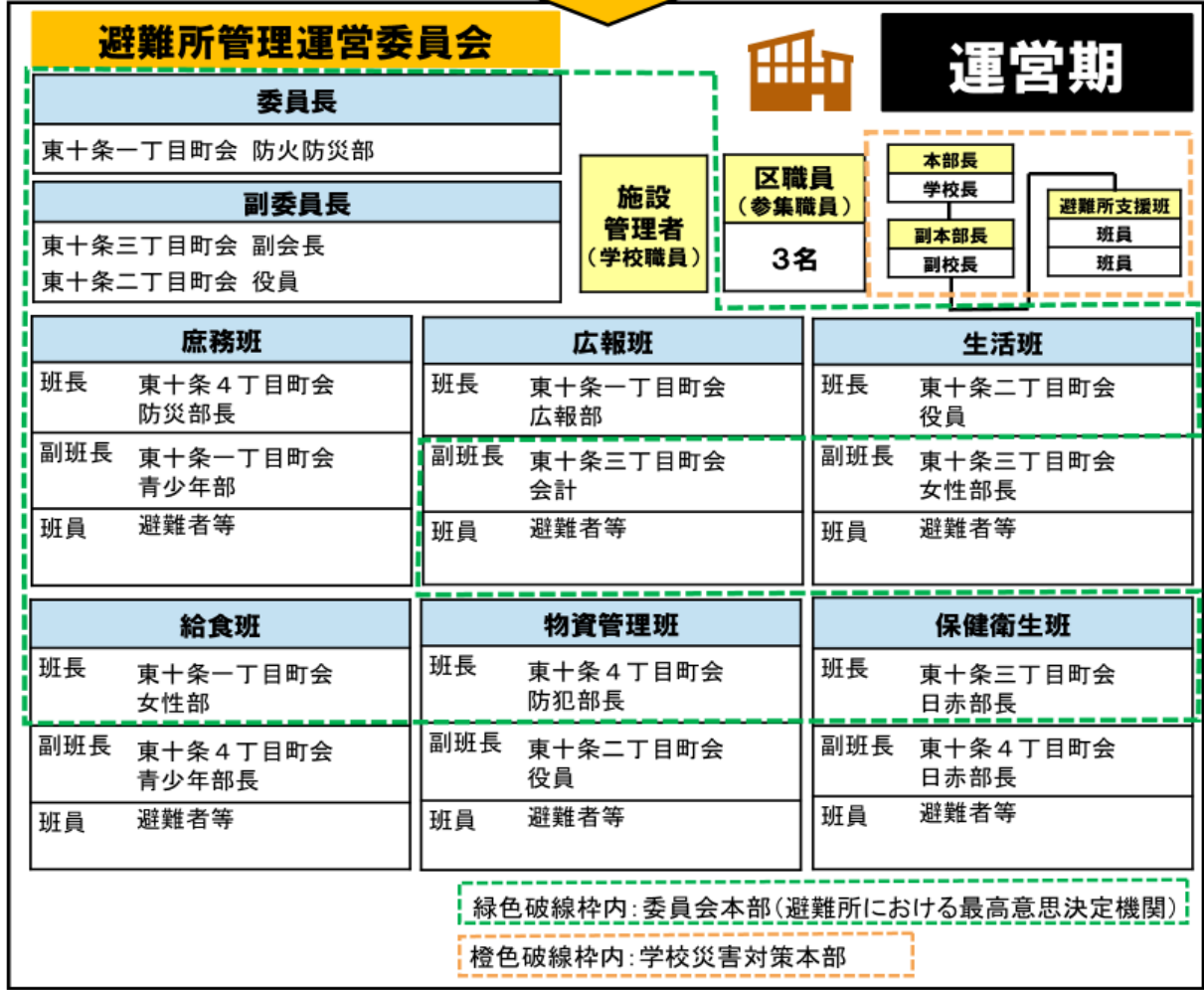
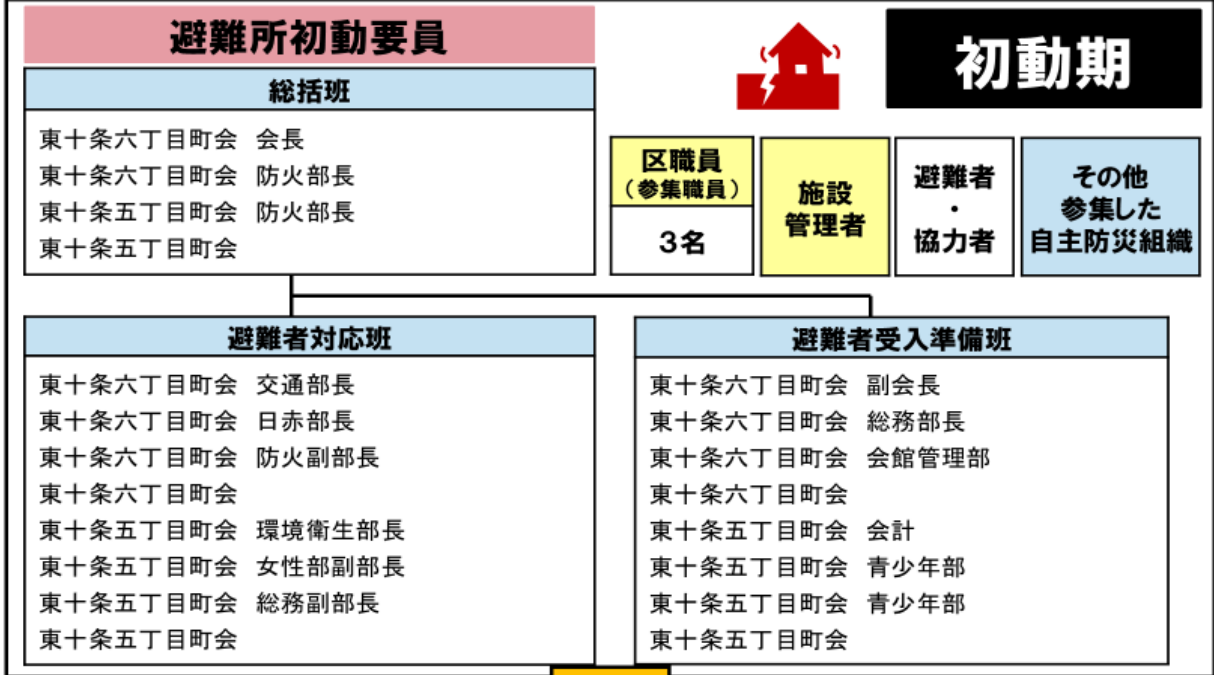


図 22 活動体制：避難所（東十条小学校）

# 避難所(旧稲田小学校)活動体制



移行 ※概ね発災から24時間後

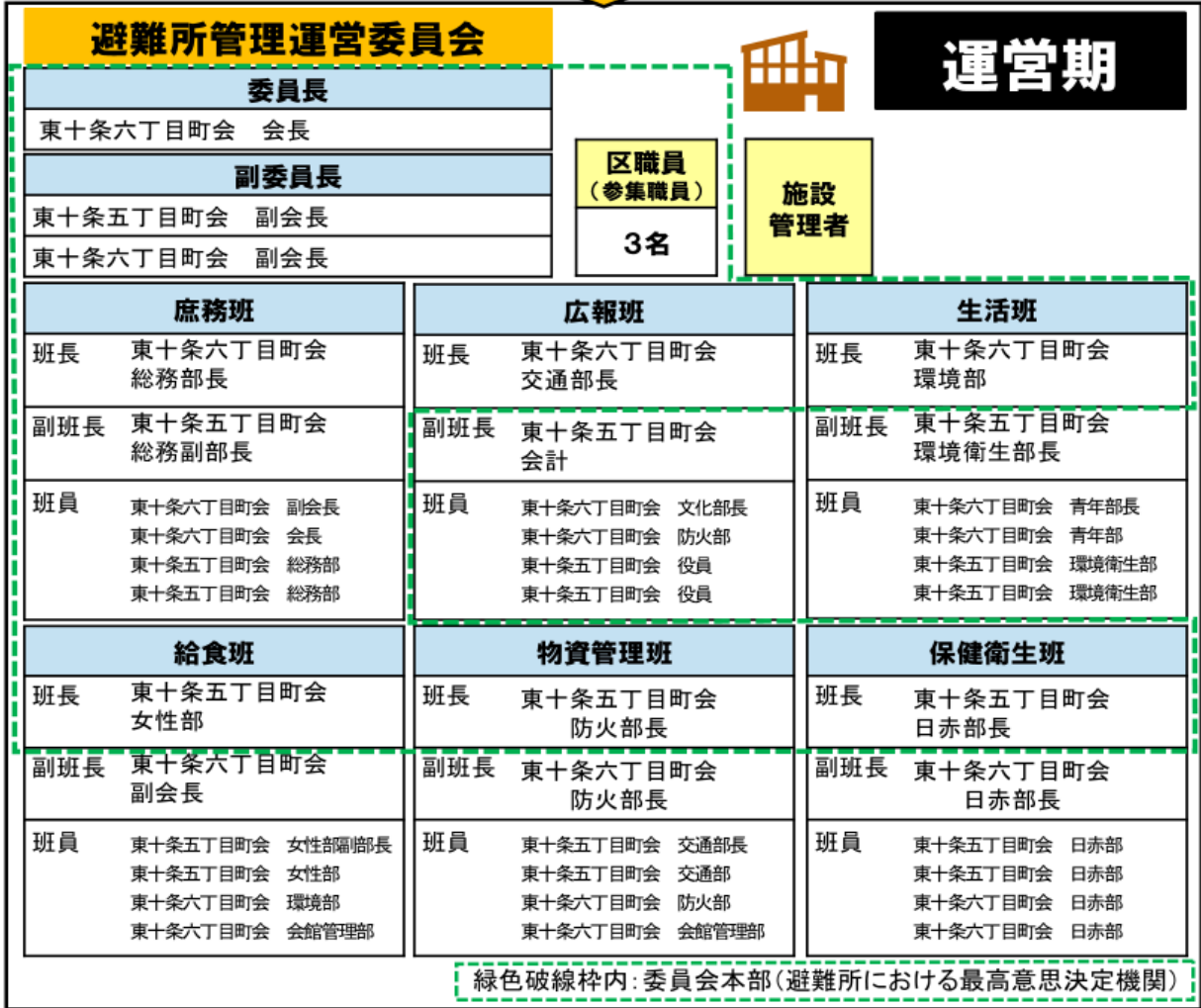


図 23 活動体制：避難所（旧稲田小学校）

## (2) 連絡先

表 21 各組織の連絡先一覧

組織	連絡先
<b>地区本部</b> 東十条地域振興室 (東十条3-2-14)	電話番号 : 03-3912-8992 F A X : 03-3912-6927 無線番号 (IP) : 320 (MCA) : 42
<b>災対地域振興部</b> ※地区本部から北区への連絡窓口	電話番号 : 03-5390-0092 F A X : 03-5390-0097 無線番号 (IP) : 301 (MCA) : 25
<b>避難所</b> 東十条小学校 (東十条3-14-23)	電話番号 : 03-3913-6648 無線番号 (IP) : 511 (MCA) : 56
<b>災対教育振興部</b> ※避難所から北区への連絡窓口	電話番号 : 03-3908-9279 F A X : 03-3908-1265 無線番号 (IP) : 500 (MCA) : 19

## 9. 参考資料

### (参考資料)被害状況報告書

#### 被害状況報告書

地区防災会議

報告日時 月 日 時 分				報告者			
				電話の場合の 受付者			
発生日時 月 日 時 分				終息日時 月 日 時 分			
発生場所 北区 丁目 番 号 方書							
被害種別	建物倒壊		火災		水害		その他 ( )
被害の程度	全壊 半壊	世帯 世帯	人 人	全焼 半焼	世帯 世帯	人 人	床上浸水 世帯 人 事業所 床下浸水 世帯 人
被害状況							
要救護者等の有無	要救護者 有 ・ 無			人数 (男性 人 女性 人)			
	死亡者 人 (男性 人 女性 人)						
要救護者の状況	氏名	年齢	性別	状況			
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
その他連絡事項							

※出典：地区本部運営マニュアル

(参考資料)情報連絡・通信手段・安否確認手段の例

### 北区防災アプリ

防災情報の閲覧、位置情報を用いた地図の表示、プッシュ通知、コミュニティ機能等を備えた北区公式防災アプリです。コミュニティ機能では、アプリの利用者同士でグループを作り、グループ内でメッセージのやり取りや、安否確認を行うことができます。Google Play またはApp Storeからダウンロードし、ご活用ください。





【メッセージ機能】



【安否確認機能】

### 00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)

災害時、電気通信事業者等が災害用統一SSID (00000JAPAN) を用いて公衆無線LAN サービス (Wi-Fi) を無料開放します。利用者は00000JAPANを選択することでスマートフォン等のWi-Fi機能を利用できます。



### 災害伝言ダイヤル 171

災害時には電話が混雑し、家族と連絡がとれないことがあります。そんなときには「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生をおこなってください。

※一般電話・公衆電話・携帯電話から利用できます。  
※利用開始の時期はNTTが決定し、テレビやラジオなどを通じてお知らせします。

録音方法	再生方法
171	171
↓	↓
案内放送が流れます。	案内放送が流れます。
1	2
↓	↓
被災地の電話番号 ※1 または携帯電話	被災地の電話番号 ※1 または携帯電話
一般電話の場合市外局番が必要	一般電話の場合市外局番が必要

※1 連絡を取りたい被災地の一般電話地域が被災指定を受けていない場合は登録できません。携帯電話については地域に関係なく利用できます。

**体験利用日** 毎月1日・15日 0時～24時  
 正月三が日 (1月1日0時～1月3日24時)  
 防災週間 (8月30日9時～9月5日17時)  
 防災とボランティア週間 (1月15日9時～1月21日17時)

### 災害用伝言板 Web171等

大規模災害等が発生した時に、携帯・スマホ・パソコン等を利用して伝言の登録・確認ができる伝言板です。

NTT東日本	<a href="https://www.web171.jp/">https://www.web171.jp/</a>
NTTdocomo	<a href="http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi">http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi</a>
au (KDDI)	<a href="http://dengon.ezweb.ne.jp/">http://dengon.ezweb.ne.jp/</a>
SoftBank	<a href="http://dengon.softbank.ne.jp/">http://dengon.softbank.ne.jp/</a>

登録方法	確認方法
アクセス先それぞれのガイド ンス・メニューに従って入力 してください。	アクセス先それぞれのガイド ンス・メニューに従って確認 してください。
①	①
メニューに表示される 「災害伝言板」を選択	メニューに表示される 「災害伝言板」を選択
↓	↓
②	②
「登録」を選択	「確認」を選択
↓	↓
③	③
「無事です」等の状態の 選択と100字以内の コメントを入力	安否を確認したい人の 携帯電話番号を入力
↓	↓
④	④
「登録」を押して完了	「検索」を押して完了を確認

【メモ】



